

「絵画鑑定縮小コピー」事件

【事件の概要】

絵画の鑑定書を作成するにあたり、当該絵画の縮小コピーを作成することは「引用」（著32条1項）に該当すると判示した事案

【事件の表示、出典】

H22.10.13 知財高裁平成22年（ネ）第10052号事件
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

著作権法32条1項、21条

【キーワード】

引用、複製

1. 事実関係

画家であった亡Aの相続人ら（被控訴人）が、美術品の鑑定業者である控訴人に対し、亡Aの制作した本件絵画について、鑑定証書の作製を依頼した。控訴人は鑑定証書に添付するため、本件絵画の縮小カラーコピーを作製したところ、被控訴人は、かかるコピーの作製は、亡Aの著作権（複製権）を侵害するものであると主張し、損害賠償請求を求めた。

原審（東京地方裁判所平成20年（ワ）第31609号事件）は、相続人らの請求を認め、相続人ら勝訴の判決を言い渡し、鑑定業者が控訴した。

2. 争点

複製権侵害の成否、引用の成否

3. 裁判所の判断

（1）引用の適法性の要件

著作権法は、著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の

保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とするものであるが(同法1条)、その目的から、著作者の権利の内容として、著作者人格権(同法第2章第3節第2款)、著作権(同第3款)などについて規定するだけでなく、著作権の制限(同第5款)について規定する。その制限の1つとして、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる」と規定されているところ(同法32条1項)、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。

(2) あてはめ

ア 引用目的の正当性

・・・本件各鑑定証書は、そこに本件各コピーが添付されている本件各絵画が真作であることを証する鑑定書であって、本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない。

イ 公正な慣行

そして、本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、本件各コピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、本件各鑑定証書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、本件絵画と所在を共にすることが想定されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるものといえることができる。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、本件各絵画の著作権を相続している被控

訴人等の許諾なく本件各絵画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、被控訴人等が本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難いのであって、以上を総合考慮すれば、控訴人が、本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものということができ、・・

ウ その他

この点につき、被控訴人は、著作権法32条1項における引用として適法とされるためには、利用する側が著作物であることが必要であると主張するが、「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト」を要件としていた旧著作権法（明治32年法律第39号）30条1項2号とは異なり、現著作権法（昭和45年法律第48号）32条1項は、引用者が自己の著作物中で他人の著作物を引用した場合を要件として規定していないだけでなく、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を引用する場合において、正当な範囲内で利用されるものである限り、社会的に意義のあるものとして保護するのが現著作権法の趣旨でもあると解されることに照らすと、同法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合は要件でないとして解されるべきものであって、本件各鑑定証書それ自体が著作物でないとしても、そのことから本件各鑑定証書に本件各コピーを添付してこれを利用したことが引用に当たるとした前記判断が妨げられるものではなく、被控訴人の主張を採用することはできない。

4. 検討

引用（32条）に関する判決では、旧法下における最高裁55年3月28日判決（下記枠内参照）が示した規範が引用されることが通常であり、①明瞭区別性、②主従関係の2要件をもって同条の該当性が判断されてきた。

法三〇条一項第二は、すでに発行された他人の著作物を正当の範囲内において自由に自己の著作物中に節録引用することを容認しているが、ここにいう引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、・・

※ なお、上記①②に加えて、引用する必然性、引用の範囲が必要最小限であること、ないしは、引用する側の著作物性を求める学説ないし裁判例もある。

本判決は、「引用」（32条）該当性は、上記①②をもとに判断すべきではなく、著作権法32条の文言に従い判断すべきであることを明らかにしたものである。

また、知財高裁として、「引用」について初めて判示した判決である。本判決は、知財高裁4部（滝澤孝臣裁判長）によるものであるが、3部の飯村敏明裁判長は、上記最高裁判例の判示部分は、「典型的な傍論であって、判例拘束性を有しないとするのが常識的な理解の仕方であろう。」とし、かつ、上記①②の要件に基づき「引用」を判断することについて厳しく批判している（著作権判例百選[第4版]118頁、119頁）。

したがって、今後、「引用」該当性は、上記最高裁判例によることなく、著作権法32条の文言に従い判断されることになるであろう。

（弁護士 井上 義隆）